

消防力整備基本計画
第4次改訂版

甲賀広域行政組合消防本部

目 次

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 1 |
| 3 | 整備の基本目標 | 1 |
| 4 | 計画策定に際して想定する災害と対応 | 2 |
| 5 | 計画に際して考慮すべき状況等 | 3 |
| | (1) 災害出動状況 | |
| | (2) 各業務状況 | |
| | (3) 社会情勢 | |
| | (4) 消防力情勢 | |
| 6 | 人員計画・組織・装備 | 16 |
| | ① 消防力の現状 | |
| | ② 今後の消防力の考え方 | |
| | ③ 大規模災害に対する今後の対応 | |
| | ④ 消防職員採用計画 | |
| | ⑤ 各資格者養成及び研修計画 | |
| | ⑥ 組織計画 | |
| | ⑦ 施設等整備 | |
| | ⑧ 車両整備 | |
| | ⑨ 通信指令装置関係 | |
| | ⑩ 今後の検討課題 | |

消防力整備基本計画

発行年月日／平成24年 1月初 版
平成24年12月改訂版
平成25年12月改訂版
平成28年 1月改訂版
平成30年 3月改訂版

甲賀広域行政組合消防本部消防力整備基本計画

1 計画策定の趣旨

昨今の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来、住民ニーズの高度化、多様化など社会情勢の変化や国の構造改革による諸制度の大幅な改革により大きく変動しており、当組合の構成市においても厳しい環境下での行財政運営を余儀なくされている。

このような情勢の中で、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするためには、市民視点と財政状況に配慮しつつ、計画的に消防力の強化、充実を図っていくことが必要であります。

なお、消防環境を取り巻く社会の潮流は、あらゆる面で大きく変化し、さらに進展していくと予想されるのですが、構成市の人口動向、地理的条件、社会環境等について検討し、基本的な考え方及び具体的施策を定め、消防力の整備に関する計画を策定するものです。

2 計画の期間

計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とし、1年毎に検証するものとします。

| | 消防施設等 | 消防組織 | 通信体制 | 救急体制 | 防火体制 | 財政 | |
|--------|-------|------|------|------|------|----|--|
| 平成30年度 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | |
| 平成31年度 | | | | | | | |
| 平成32年度 | | | | | | | |
| 平成33年度 | | | | | | | |
| 平成34年度 | | | | | | | |
| ↓ | | | | | | | |

3 整備の基本目標

- ① 消防の任務を深く自覚するとともに、消防行政水準の向上をめざし、市民の視点にたった施策を推進する。
- ② 厳しい社会経済情勢下、内部努力を最優先に改革を進め、効率的、効果的な施策の策定に努める。
- ③ 限られた人員で消防力を充実していくため、職員の能力を高め、消防施策に活かしていく組織作りに努める。
- ④ 複雑多様化する災害や中東呼吸器症候群(MERS)等予測し得ない事案に対して対応できる消防、救急、救助体制を整備する。
- ⑤ 家庭、地域、事業所の関係者に予防行政を浸透させ、防火意識を高める。
- ⑥ 市民や事業所の関係者をはじめ地域社会とより一層連携を深め、危機管理体制の充実強化に努める。
- ⑦ 高齢者や障害者等の災害弱者に配慮した各種消防施策の推進に努める。

4 計画策定に際して想定する災害と対応

法律、政令等による応援要請

災害対策基本法第67条

災害対策基本法第68条

災害対策基本法第72条

災害対策基本法第29条第1項

災害対策基本法第29条第2項

災害対策基本法第30条第1、2項

地方自治法252条の17

消防組織法第39条

消防組織法第44条

消防組織法第48条

広域行政圏との災害応急対策活動の相互応援に対する協定

滋賀県下消防団広域相互協定

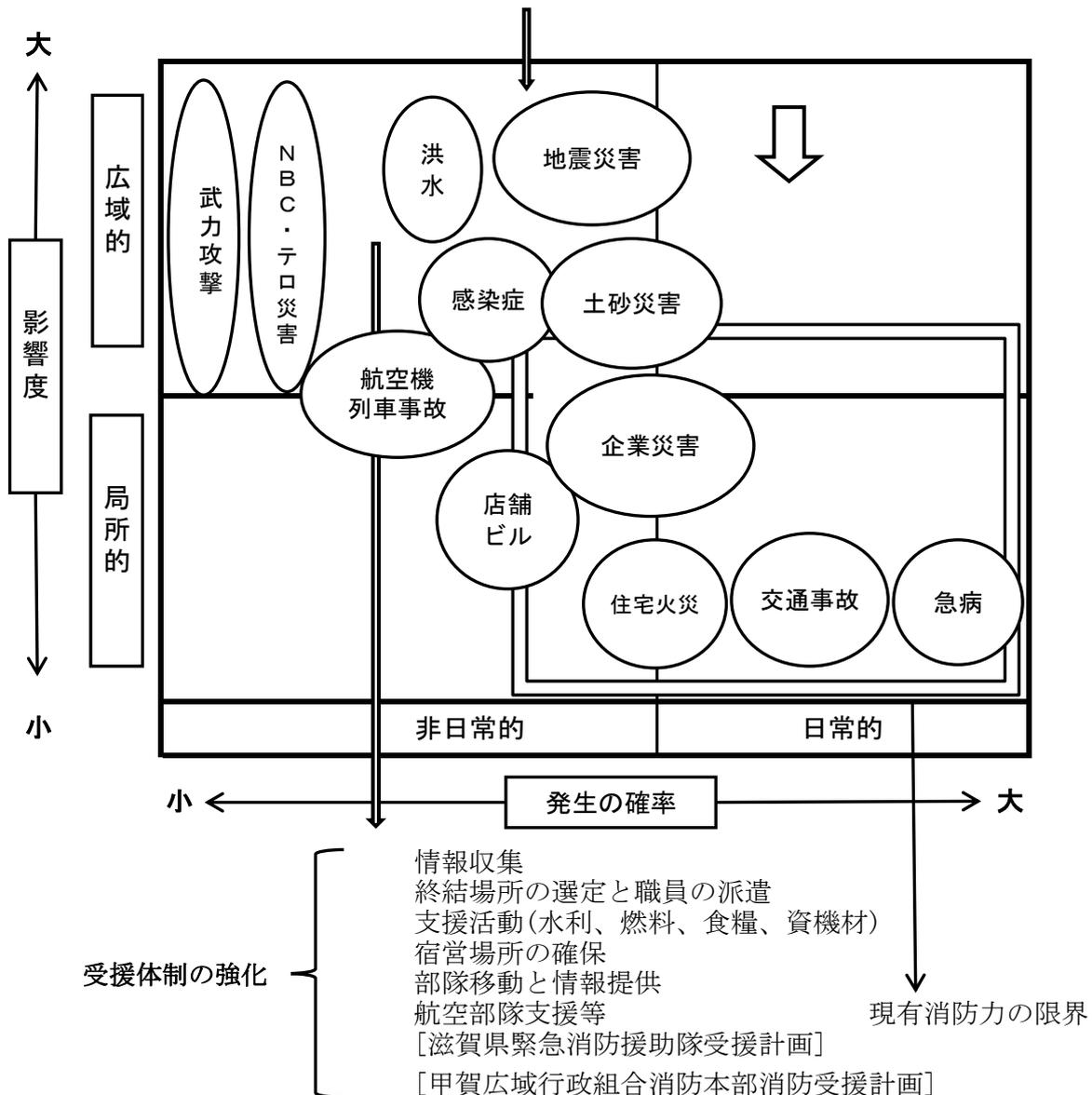
中部9県1市の災害応援に関する協定

近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定

東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定

甲賀市伊賀市消防団相互応援協定

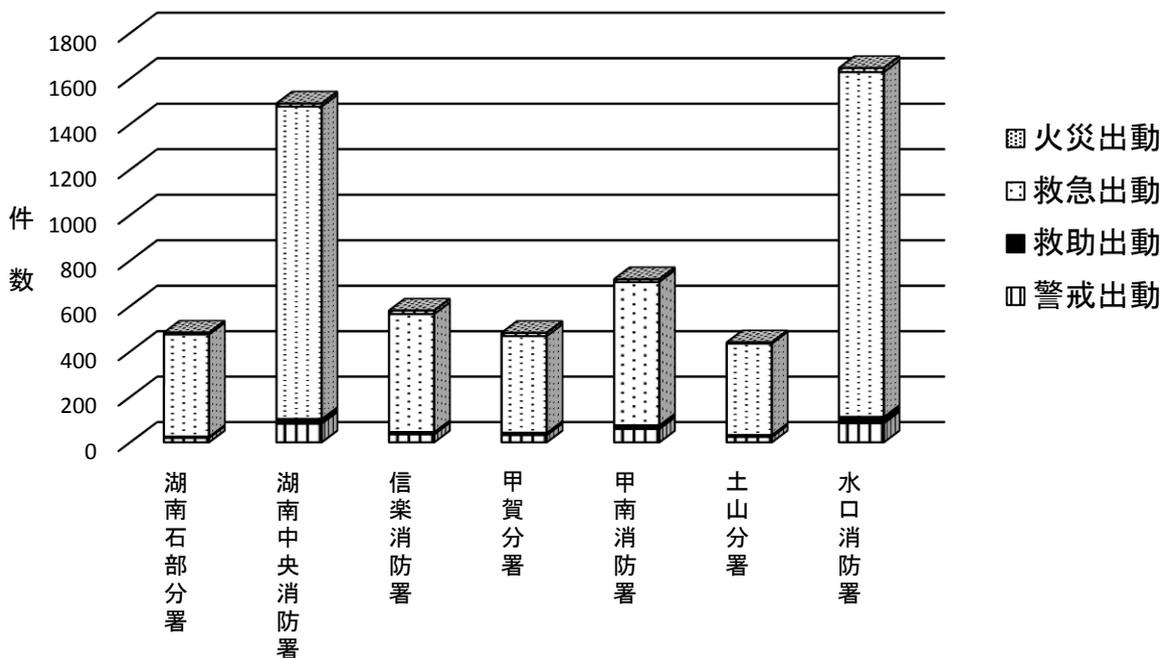
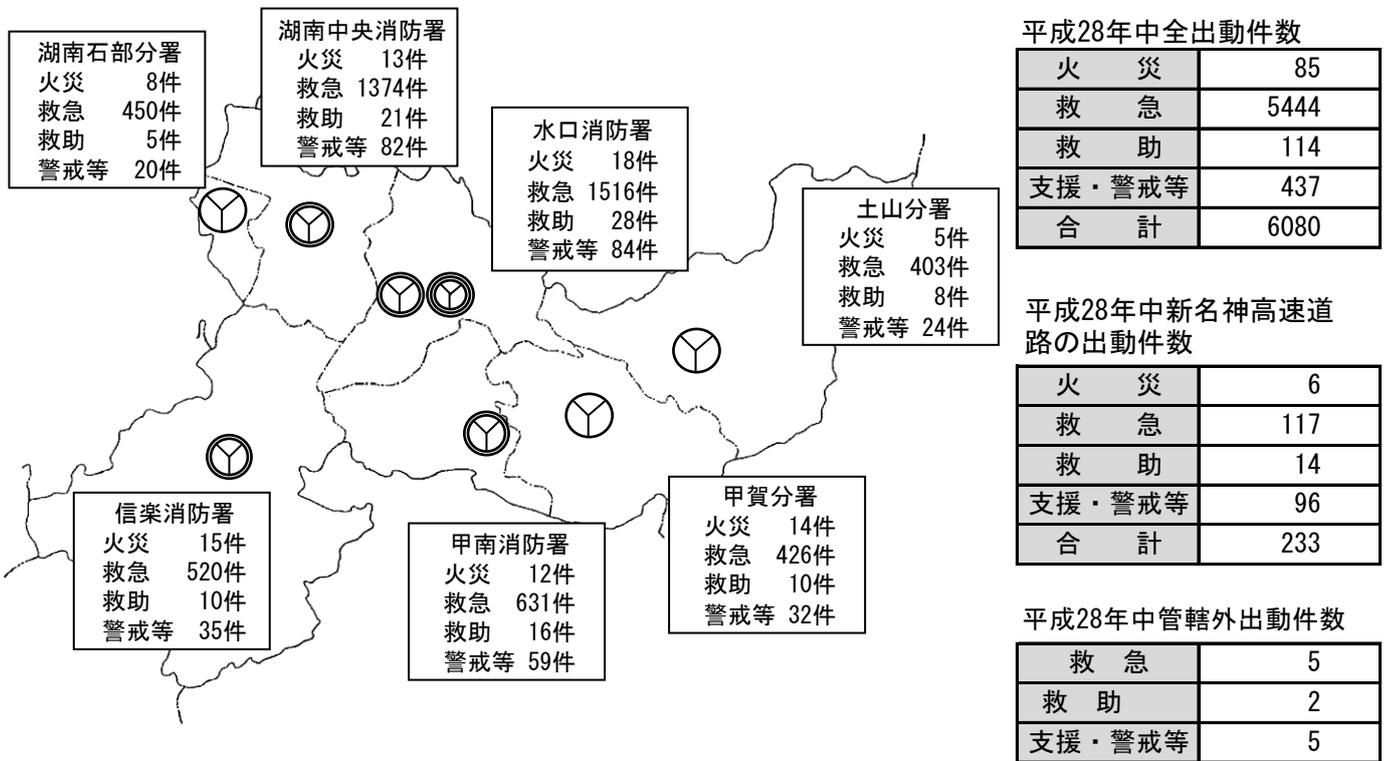
野洲市、湖南市、竜王町の防災に関する応援協定



5 計画に際して考慮すべき状況等

基本目標達成のためには、消防部隊の充実、救急需用への対応等消防現場の組織充実とともに、予防行政の専門性を高め、さらに危機管理体制についても両市との連携を強化する必要がある。しかし、厳しい財政状況下において、市民の生命、財産を守るとの目的に照らし合わせながら、将来動向を定めなければならない。

(1) 災害出動状況(平成28年中の火災、救急、救助、警戒等出動)

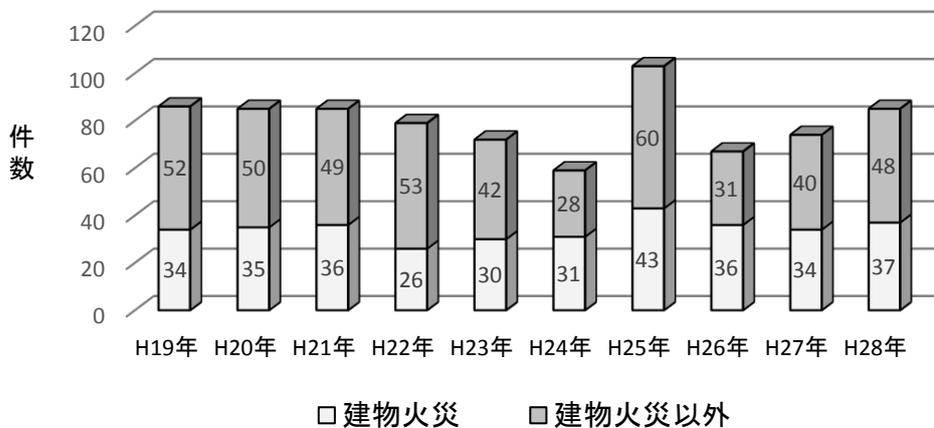


① 火災出動

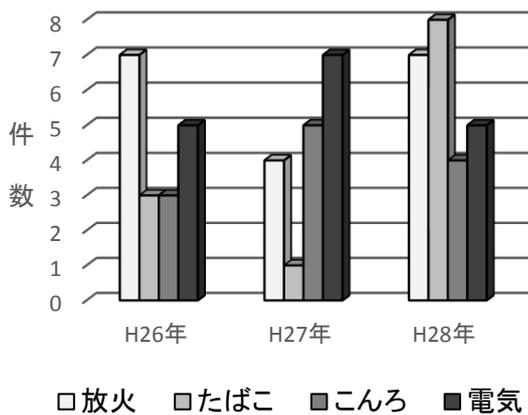
管内における近年の火災動向を見ると、平成10年に100件を超えていた出火件数は、年々減少傾向にあり、平成24年には59件まで低下したものの、平成25年には、過去最多となる103件を記録している。平成28年中の管内出火率は5.7パーセントで、同年における全国の出火率3.4パーセントを上回っている状況である。最近では、火災の種別で建物火災が全体の43パーセントを占め、また、火災原因では火入れ・枯草焼き、その他が上位を占めているのが特徴である。署別の件数をみると、全体的な出動件数では、水口消防署及び湖南中央消防署管内での消防需用が高いと考えられる。住宅火災においては、65歳以上の高齢者の死者に占める割合が依然として高い状況にあり、今後高齢化率の増加に伴い、住宅火災による死者数の更なる増加が懸念されることから住宅用火災警報器の設置率向上をはじめ、総合的な住宅防火対策の推進が必要である。

また、消防法施行令等の改正に伴い、消防用設備が新たに設置義務となる小規模な社会福祉施設、病院・診療所等及びホテル・旅館などに対する指導の強化が求められている。

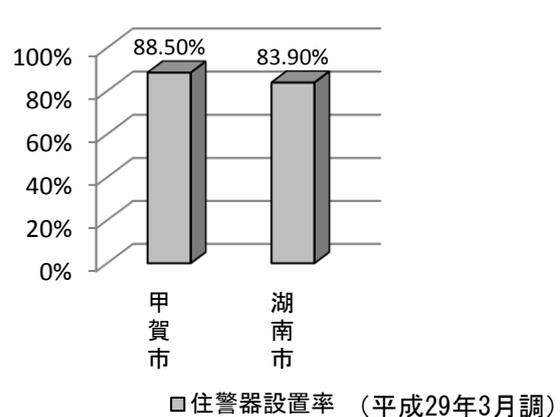
火災件数の状況



主な出火原因



住宅用火災警報器設置状況



② 救急出動

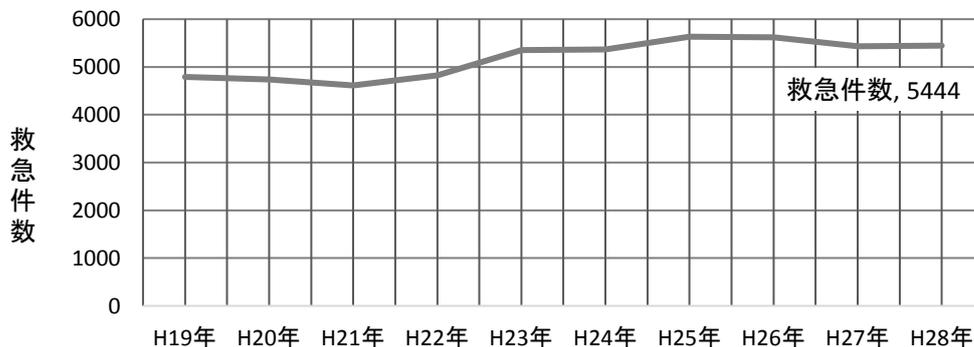
救急出動はこの10年間を見ると、平成23年に 5,000件を超え、平成25年には過去最多の5,633件となり、その後も毎年5,500件前後を推移している。

平成28年の内訳としては、救急出動の搬送内容において急病が64パーセントを占めており、構成市における高齢化の進展を勘案すると、将来的な需要予測は増加するとともに救急業務の高度化への期待は一層高まるものと考えられる。現在の救急業務はメディカルコントロール体制下において高度化への対応を図っており、この体制を保持するためには、救急救命士の確保と消防隊兼務から専任体制を視野に入れるとともに、病院実習や研修による救急隊員（救急救命士）の資質向上に努め、気管挿管や薬剤投与（アドレナリン投与）、加えて心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保、輸液及び血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖投与が認定を受けた救急救命士によって実施できるようになり、高度な救急救命体制づくりを推進していかなければならない。

一方、平成27年 4月から、済生会病院（栗東市）を基地とした「京滋ドクターヘリ」が運航開始したことにより、管轄全域で30分以内に救急医療を提供できる体制が整い、適切な医療機関への迅速な搬送が可能となっている。

また、現在の救急業務において重要な位置を占めるものに応急手当普及啓発があげられるが、各種事案の現場に居合わせた人（バイスタンダー）が適切な応急手当を速やかに行なうことにより傷病者の救命効果を一層向上させることは、医学的見地からも明らかにされているところであり、バイスタンダー、救急隊、医療機関へと引き継ぐ「命の連鎖」を強化する取り組みが求められている。このことから、平成16年から一般市民も AED（自動体外式除細動器）の使用が可能となり、当消防本部においても、実技指導を積極的に取り組むとともに eラーニングを活用した普通救命講習も実施している。なお、現在のところ約29,000名余りの方々が受講を修了されているが、救急出動件数の増加や救急医療体制が全国的な課題となっている中、今後とも継続して普及啓発に努めなければならない。

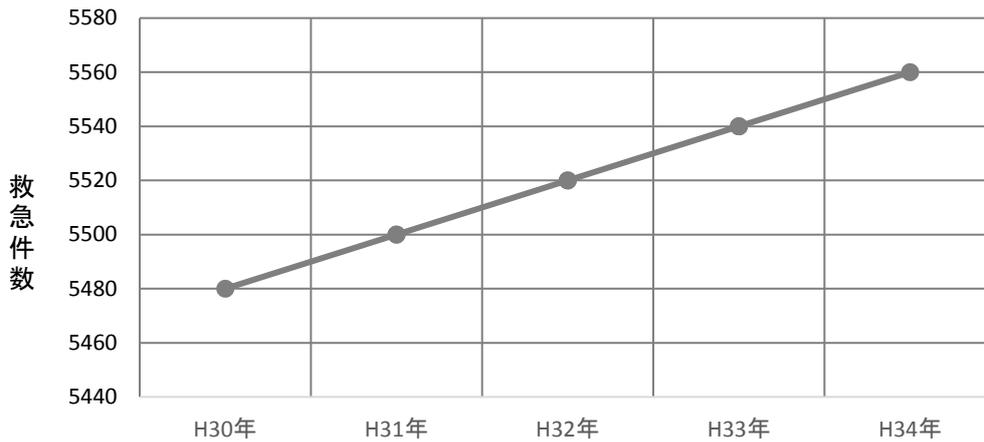
救急件数の発生状況



救急搬送の将来推計

総務省消防庁は平成25年 4月に救急搬送の将来推計を公表している。この試算によると、平成23年以降、人口が減少に推移するにもかかわらず救急出動件数と搬送人員数については、平成37年頃をピークにその後は徐々に減少していくものと予測している。この推計を元に当消防本部管内における将来推計は次のとおりとなり、増加する救急需要への対策として、119番受信時の緊急度、重症度の選別、軽症利用者への対応、救急行政の予算及び体制の拡充等が考えられる。

将来における救急件数推計



平成28年度中の普通救命講習等の実施状況

| | 普通救命講習 | | その他救急法指導 | |
|---------|--------|-------|----------|-------|
| | 回数 | 受講者数 | 回数 | 受講者数 |
| 消防本部 | 1 | 28 | 0 | 0 |
| 水口消防署 | 22 | 551 | 3 | 301 |
| 甲南消防署 | 20 | 419 | 4 | 755 |
| 信楽消防署 | 12 | 304 | 0 | 0 |
| 湖南中央消防署 | 21 | 549 | 14 | 413 |
| 合計 | 76 | 1,851 | 21 | 1,469 |

救急救命士と認定救命士の状況

| | |
|----------|----|
| 救急救命士 | 40 |
| 気管挿管 | 10 |
| 薬剤投与 | 35 |
| 拡大新処置 ※1 | 26 |

平成28年中に救急救命士が行った特定行為数

| | |
|------|----|
| 除細動 | 8 |
| 輸液 | 31 |
| 薬剤投与 | 4 |
| 気道確保 | 47 |
| 合計 | 90 |

※1 心肺機能停止前の重篤傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与

③ 救助出動

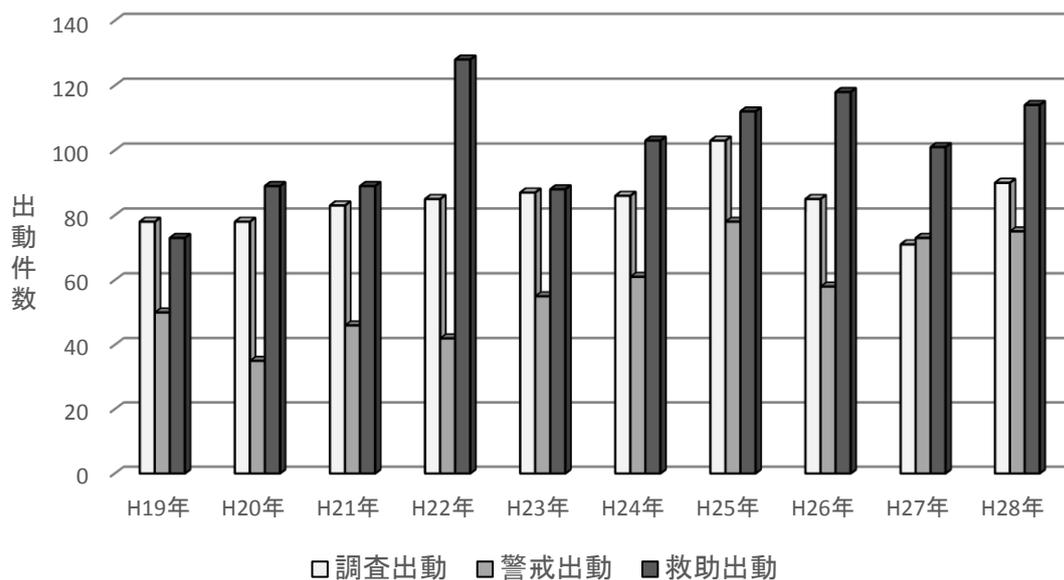
消防機関の行なう人命救助は、火災、交通事故、自然災害や機械による事故等から人力や機械力を用いてその危険を排除する活動であり平成28年中の救助発生件数は114件、活動件数は53件、救助人員60人で件数としては対前年 2件の増加となっている。出動の内訳では、交通事故が71パーセントと出動率が高く、署別には水口消防署管内と湖南中央消防署管内、また、新名神高速道路上において多くの出動がみられる。また、救助隊は、救助活動に関する専門教育を受けた隊員と必要な資機材を搭載した救助工作車によって構成されるが、当消防本部において当該救助隊は水口消防署に1隊(専任救助隊員数7名・救助工作車1台)が編成されている。また、救助活動には水難事故も含まれ、平成28年中における水難救助発生件数は1件で、計1名の要救助者を救助している。出動に対しては、選任されている10名の水難救助隊員(各所属に配属)が活動している。

救助活動は、火災から特殊災害に至るまで多種に及び、複雑化する災害に的確に対応するためには、隊員の教育や救助資機材の計画的な整備が望まれるところである。

④ 警戒出動及び調査出動

火災や救急出動とともに需要の高い出動形態に警戒と調査出動といったその他出動を挙げることができる。ガスや油の流出及び火災とまぎらわしい怪煙の調査に伴うもので平成28年の出動件数は341件で、新名神高速道路への出動96件を加えると、前年より86件増加している。また、署別には水口消防署管内が108件と最も多く、続いて湖南中央消防署管内の102件となっており、この増加傾向は将来的にも続くものと予想される。

救助出動等の状況



⑤ 国民保護

昨今の国際社会において、北朝鮮の動向が注目される場所であるが、平成16年6月に国民保護法が成立し、これにより、武力攻撃事態や大規模テロ等緊急事態に対処するための態勢が整えられたところである。国民保護法に基づき、地方公共団体は、警報の伝達や避難の指示、救援の実施等国民保護措置の多くを実施する責務を有するものであり、また、消防機関も市町村長の指揮の下に避難住民の誘導や、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護する等重要な責務を負うこととされている。

滋賀県内においては、生物化学テロ災害相互応援協定に関する覚書により、有事の際の大津、湖南及び東近江との協力連携が明記されているところであり、当消防本部においてもNBC災害に係る防護服や呼吸保護具(消防庁からの貸与分含む)等の資機材を保有しているものの、将来に向けて整備の余地を多く残している状況である。また、今後の対応として危機管理資源の協定、両市国民保護計画と実質運用面の調整等を視野に入れた施策を展開する必要があると考えられるほか、あらゆる災害に対応するためには、行政だけでなく、地域と行政の役割分担と連携により、総合力をもって対応する必要がある。そのため、地域においては、消防団員、自主防災組織、企業、学校などが連携した防災の取り組みが求められるとともに、さらには、情報を行政と家庭や地域、企業などと共有化を進め、平素からの危機対応の体制づくりが必要とされる。

以上の各種出動状況から勘案した場合、消防行政に対する市民の期待はますます高まるものと考えられ、災害現場で活躍する部門での体制が、組織の活性化の鍵を握っており、昨今の予想しがたい大規模な倉庫火災や木造密集地火災、また、地震・豪雨をはじめとした自然災害に加え、硫化水素事案や新型インフルエンザ対策など、対象となる事象は複雑多岐にわたる傾向にあり、これらに迅速かつ適切な活動を展開していくには、的確な人員計画とともに、各分野のスペシャリストの育成に向け職員の能力開発を一層進める必要がある。

⑥原子力災害対策

原子力対策については、構成市における地域防災計画及び滋賀県広域消防相互応援協定に定めるところにより対応するものです。

なお、今後において、滋賀県及び構成市における地域防災計画との整合性を図る中、必要に応じて見直しを図るものとする。

ア 原子力発電所事故災害対策

(処理すべき事務又は業務)

- (1) 緊急時における放射線検出活動を含む情報処理及び県、構成市との初動の連携調整
- (2) 消防対策本部の設置
- (3) 住民の避難誘導、救助等
- (4) 救急搬送に関すること。
- (5) 住民への緊急通報の伝達（広報）
- (6) 広域避難時の危険物、火薬等に関する措置命令の発令
- (7) 職員の被ばく管理と感染防護
- (8) 緊急消防援助隊の受入れに関すること。
- (9) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務
- (10) 原子力災害、防護資器材の調達、整備に関すること。

イ 放射性物質事故災害対策

(処理すべき事務又は業務)

- (1) 放射性物質等の特性及び取扱い状況の把握に関すること。
- (2) 放射線事業者に対する防災上の指導に関すること。
- (3) 災害時における放射線事業者と連携体制の確立に関すること。
- (4) 放射線災害に係る職員の教育訓練に関すること。
- (5) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (6) 災害現場の警戒活動に関すること。
- (7) 災害現場における消火、救助、救急活動に関すること。
- (8) 被爆者の受入れ医療機関の調整に関すること。
- (9) 放射線障害を含めた負傷者の応急医療に関すること。
- (10) 災害現場における消防警戒区域の確保及び区域外への市民等の立ち退きに関すること。
- (11) 事態収拾後の災害調査報告に関すること。

NBC災害対応資機材の保有状況

放射線防護服 2 陽圧式化学防護服 5 簡易型防護服 144 酸素呼吸器 5
 空気呼吸器 63 防塵マスク 184 防毒マスク 34 個人線量計 22

(放射線測定器) サーベイメーターRDS30 7 レムガードRD-2E 1

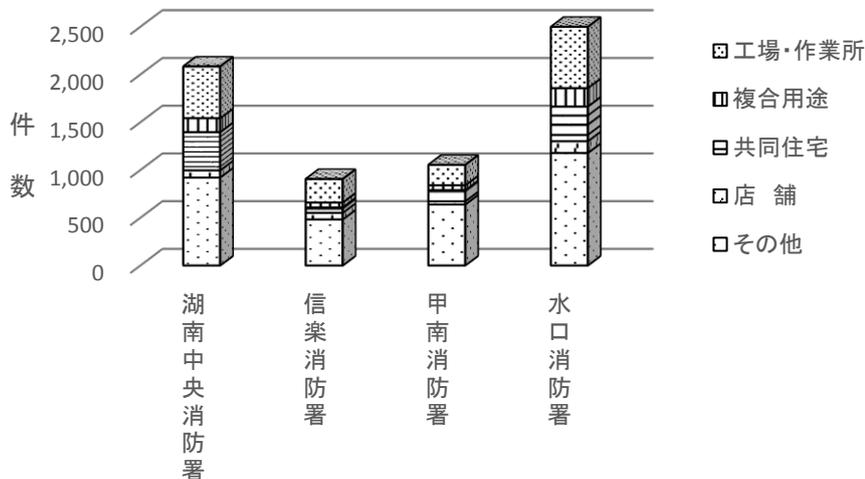
- N : 核燃料物質、核爆弾による災害
- B : 細菌、ウイルス等の病原体による災害
- C : 工業用化学薬品、CO、化学剤による災害

(2) 各業務状況

① 防火対象物規制業務

(平成29年3月現在の消防法令により規制される防火対象物数)

| | 工場 作業所 | 複合用途 | 共同住宅 | 店 舗 | その他 | 合 計 |
|-----------------------|--------|------|------|-----|-------|-------|
| 水口消防署 (土山分署含む) | 642 | 192 | 364 | 123 | 1,178 | 2,499 |
| 甲南消防署 (甲賀分署含む) | 214 | 51 | 117 | 33 | 639 | 1,054 |
| 信楽消防署 | 246 | 52 | 57 | 69 | 482 | 906 |
| 湖南中央消防署 (湖南石部分署含む) | 542 | 145 | 401 | 75 | 921 | 2,084 |
| 合 計 | 1,644 | 440 | 939 | 300 | 3,220 | 6,543 |



消防法令上規制を受ける防火対象物数は、6,543件(甲賀市4,459件 湖南市2,084件)で、そのうち工場、作業所として把握している件数は、1,620件と県下でも東近江行政組合消防本部管内に次いで多い数値となっている。署別には、水口消防署及び湖南中央消防署管内に多く、湖南市では湖南工業団地を中心として、また、甲賀市では従来からの対象物に加え、工業団地の造成により多くの企業が進出している。これらの多くは製造業で、工程上必要不可欠な高圧ガスや危険物といった消防法上規制を受ける物品を保有する企業も数多く、防災の観点から留意されるところである。また、設備的にも高度経済成長期に投資されたものの老朽化による防災上の課題について指摘されているところであり、法に照らし合わせた適切な維持管理に向けての指導が必要とされる。

次に当消防本部管内の特徴として、グループホームをはじめとする比較的小規模な社会福祉施設の数である。高齢者グループホーム及び障害者グループホーム(甲賀市45施設 湖南市17施設)のうち、特に障害者グループホームは県下でも最も多い対象物数となっている。

このような状況を勘案すると、全国的に危険物施設や社会福祉施設等の火災が相次ぐ中、消防法令遵守の徹底に向け、査察の強化を図り、違反処理体制の確立と違反是正の推進に努めなければならない。このためには、専門的知識と経験に裏付けさ

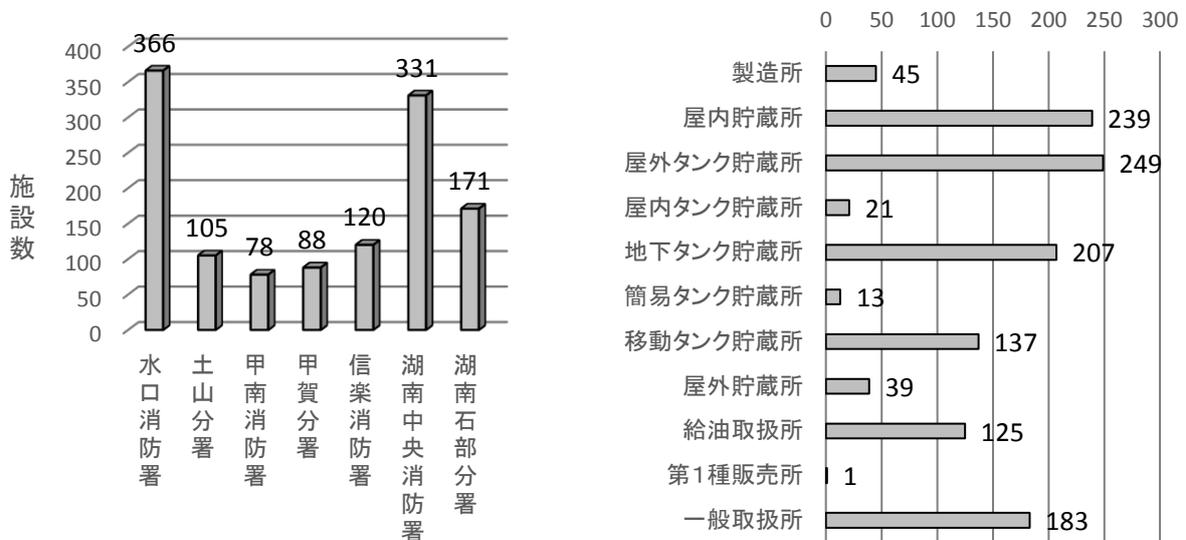
れた有資格者である予防技術資格者の養成と適正配置により、火災予防体制の構築が求められるところである。

高齢者グループホーム及び障害者グループホーム施設数

| | 高齢者グループホーム | 障害者グループホーム |
|---------|------------|------------|
| 水口消防署 | 7 | 12 |
| 甲南消防署 | 5 | 3 |
| 信楽消防署 | 0 | 18 |
| 湖南中央消防署 | 6 | 11 |
| 合計 | 18 | 44 |

② 危険物規制業務

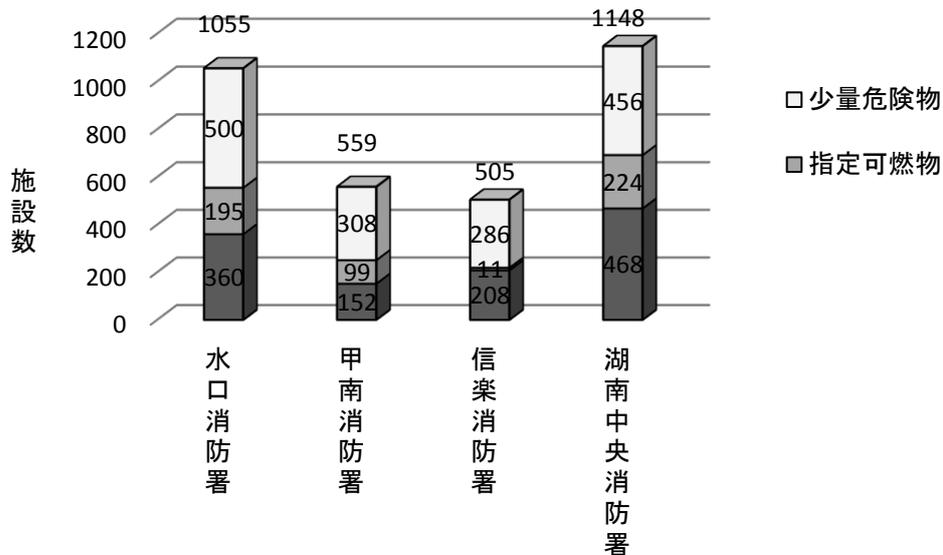
(平成29年3月末現在で把握している危険物施設数)



消防法では、火災の危険性を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点から貯蔵、取扱い及び運搬について規制している。特に指定数量以上の危険物は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所では取り扱ってはならず、製造所、貯蔵所及び取扱所を設置しようとする場合には許可を受ける必要がある。当消防本部管内には1,259の危険物施設があり、滋賀県内に5,730ある危険物施設の約22%を占め、管内署別では水口消防署及び湖南中央消防署に大規模な工業団地があるため、管内危険物施設全数の55%を占めている。また、施設区分では、製造所459施設、貯蔵所866施設、取扱所309施設と貯蔵施設が大半を占めている。全国的には危険物施設数は減少傾向にあるにも関わらず、危険物施設の災害は横ばい状態である。特に地下タンク貯蔵所においては、設置されてから長期間を経て老朽化が進むとともに、地中に埋設され発見が遅れるなど、危険物流出が危惧される現状から、早期の流出対策や設備更新を指導しているところである。

③ 液化石油ガス、少量危険物等の規制業務

(平成29年3月末現在で把握している施設数)



消防法で、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う際の届出による危険の把握、指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品については、市町村条例で「貯蔵及び取扱いの技術上の基準」及び「貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」を定め、規制することにより火災を予防している。

④ 防火管理規制業務

消防法では、多数の人を収容する建物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行なわせることを義務付けている。当消防本部管内において、防火管理者を選任しなければならない対象物数は、甲種防火対象物で1,198件（乙種278件）あり、このうち954件（乙種142件）については消防機関への届出がなされ、残る対象物については選任指導及び資格を付与するための講習会の実施等積極的な取組みを通して是正に努めているところである。

防火管理者の必要な対象物

| | 甲賀市 | 湖南市 |
|----|-----|-----|
| 甲種 | 744 | 454 |
| 乙種 | 212 | 66 |

平成28年度中防火管理者講習受講状況

| | |
|------|-----|
| 第1回目 | 80名 |
| 第2回目 | 74名 |

防火管理者選任済対象物数

| | | |
|----|-----|-----|
| 甲種 | 614 | 340 |
| 乙種 | 113 | 29 |

平成28年度中防火管理者再講習受講状況

| | |
|-----|-----|
| 受講数 | 27名 |
|-----|-----|

消防計画届出数

| | | |
|----|-----|-----|
| 甲種 | 555 | 303 |
| 乙種 | 97 | 20 |

平成29年3月末現在

⑤ 防火査察業務

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法の規定により対象物に立ち入って検査を行っている。この立入検査によって消防法令違反を確認した場合は、是正指導、警告、命令等を行い、法令に適合するよう違反是正に努めているが、全国における最近の火災事案の検証等から、火災が発生した場合、人命に多大な損害が出るおそれがある対象物には、違反処理を含めた積極的な対応が求められるところである。

このことから、予防要員の専門性を高めるとともに、立入検査を通した一層の違反是正を図らなければならない。

平成28年度中の立入検査実施対象物数

| | |
|-----|-----|
| 甲賀市 | 464 |
| 湖南市 | 211 |

平成28年度中の立入検査実施危険物施設数

| | |
|-----|----|
| 甲賀市 | 85 |
| 湖南市 | 45 |

⑥ 幼年消防クラブ・女性防火クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に火の大切さや、火の正しい取扱いについて学習し、意識高揚を図ることで火遊び等による火災の減少や防災についての理解を深めてもらうことを目的に結成されており、現在、管内の幼稚園や保育園ごとに甲賀市は11園、湖南市は6園の幼年消防クラブが結成されている。

また、女性防火クラブは、家庭からの出火防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、防火防災に関する知識・技術を習得し、安全で住みよい地域社会の推進に寄与することを目的に、現在、甲賀市内に1クラブが結成されている。

甲賀市、湖南市の幼年消防クラブ及び女性防火クラブの結成状況

平成29年5月現在

| | 幼年消防クラブ | | | | | 女性防火クラブ | |
|-----|---------|-------|-----|-----|------|---------|-------|
| | クラブ数 | クラブ員数 | | | | クラブ数 | クラブ員数 |
| | | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 | | |
| 甲賀市 | 11 | 297 | 332 | 298 | 927 | 1 | 16 |
| 湖南市 | 6 | 216 | 272 | 266 | 754 | | |
| 合計 | 17 | 513 | 604 | 564 | 1681 | 1 | 16 |

⑦ 通信指令業務

平成28年中の119番受信件数は7,263件で、内携帯電話119番受信件数が3,144件となっており、携帯電話からの受信件数が全体の42.8%を占め携帯電話からの通報が増加傾向にある。また、救急医療案内情報システムの利用件数は330件で広く市民に情報の提供を行っている。

次に消防活動に欠かすことのできない消防救急無線に関しては、電波法関係審査基準の改正に伴い、平成27年3月をもって従来のアナログ無線からデジタル無線に移行している。現在、基地局無線装置を大納言山と消防本部に設置するとともに、朝宮地先に無線の不感地帯を補うための簡易基地局を設け、260MHz帯にて移動局との通信を行っている状況である。

平成28年度、29年度にかけては、高機能消防指令システムの整備事業を実施。新しいシステムでは、聴覚障がい者等向けの通報システムとなるNET119を導入し、多様な119番通報にも対応するとともに、大規模災害時においては、指令台を分割することにより最大で同時に8回線の119番通報を受信することが可能となった。

平成28年中の119番受信状況

| | | | |
|-------|-------|----------|-----|
| 火災 | 57 | まちがい | 203 |
| 救急 | 4,726 | ベルのみ | 231 |
| その他災害 | 96 | その他問い合わせ | 806 |
| 同報 | 294 | 転送 | 65 |
| 通報訓練 | 405 | 通報テスト | 331 |
| いたずら | 49 | | |
| 合計 | 7,263 | | |

平成28年中の救急医療案内利用状況

| | | | |
|------|-----|-----|----|
| 小児科 | 170 | 歯科 | 4 |
| 内科 | 35 | 外科 | 22 |
| 眼科 | 18 | 皮膚科 | 6 |
| 整形外科 | 46 | その他 | 14 |
| 耳鼻科 | 15 | | |
| 合計 | 330 | | |

(3) 社会情勢

構成市の将来推計人口

推計人口

| | 平成29年 | 平成32年 | 平成37年 |
|-----|---------|---------|---------|
| 甲賀市 | 91,031 | 89,653 | 86,841 |
| 湖南市 | 54,468 | 53,905 | 52,517 |
| 合計 | 145,499 | 143,558 | 139,358 |

当消防本部管内の人口は、減少の一途をたどっており、また、出生率についても同じ様相を呈している。

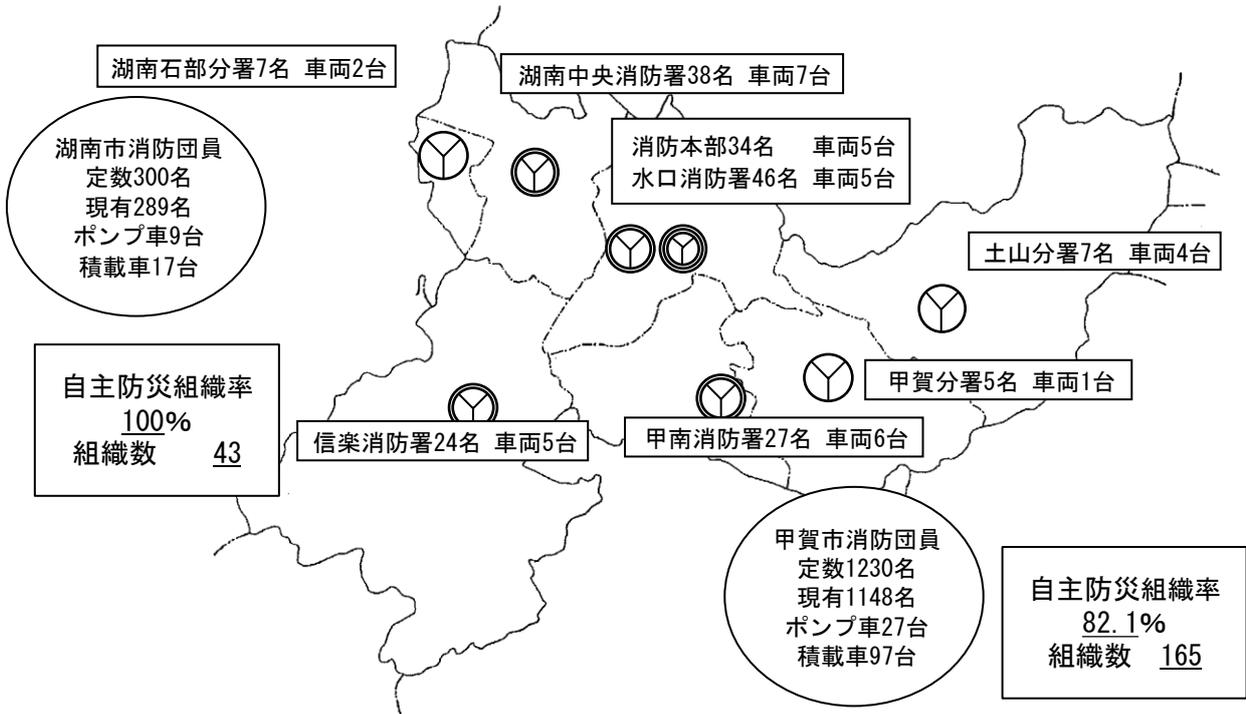
一方、高齢化率では、両構成市において上昇しており、高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全性確保のために、消防力を強化するとともに自主防災組織率の底上げ等にも配意する状況にある。また、火災調査等の結果に基づく効果的な火災予防施策を展開するとともに、住宅火災警報器の普及に努める等、住宅防火に対する行政と地域住民との共通認識の下、住宅安全対策を推進する必要がある。

両構成市の基本計画によると、それぞれ広域的な地域整備計画があり、湖南市では県道4号、国道1号バイパスなどの道路網を生かした企業誘致の充実や土地利用の適正誘導、また、JR甲西駅、石部駅、三雲駅の各駅周辺環境整備を行うことにより、道路交通や公共交通の相互利便性を高めた交通ネットワークの形成に向けた取組みを推進するとともに、災害に強い都市基盤の整備や、「見守り・目配り」をはじめとした地域ぐるみの防災体制を強化し、安心・安全なまちづくりを促進していく計画等が示されている。

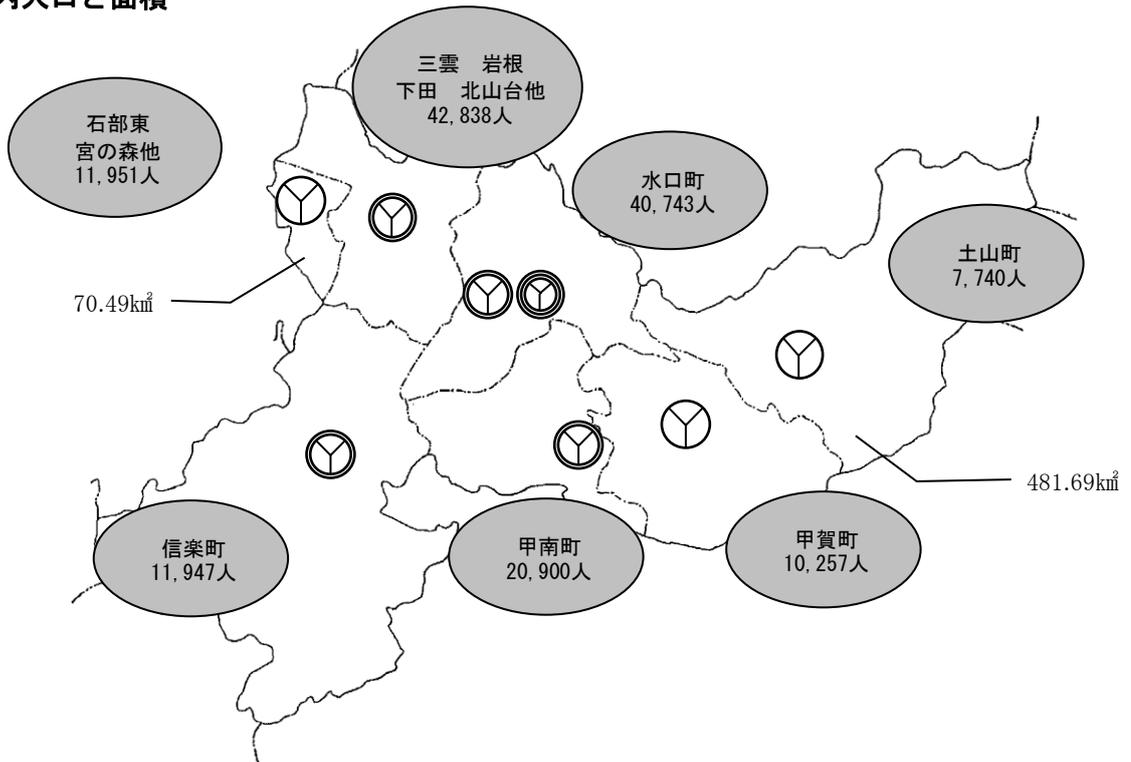
甲賀市においては、東西に横断する国道1号や南北に縦断する国道307号、さらに、新名神高速道路の整備を契機とした幹線道路網の整備による広域交通条件の向上と、公共交通幹線軸沿線における土地利用規制の見直しや開発等により、都市機能や商業機能、住宅を誘導することで人口の流入を促進させるとともに、非常備消防と常備消防の相互補完体制の強化に加え、地域コミュニティの活動を活性化させることで、地域防災力の強化を図り、市民生活の安心と安全を確保する施策等が計画されている。

(4) 消防力情勢

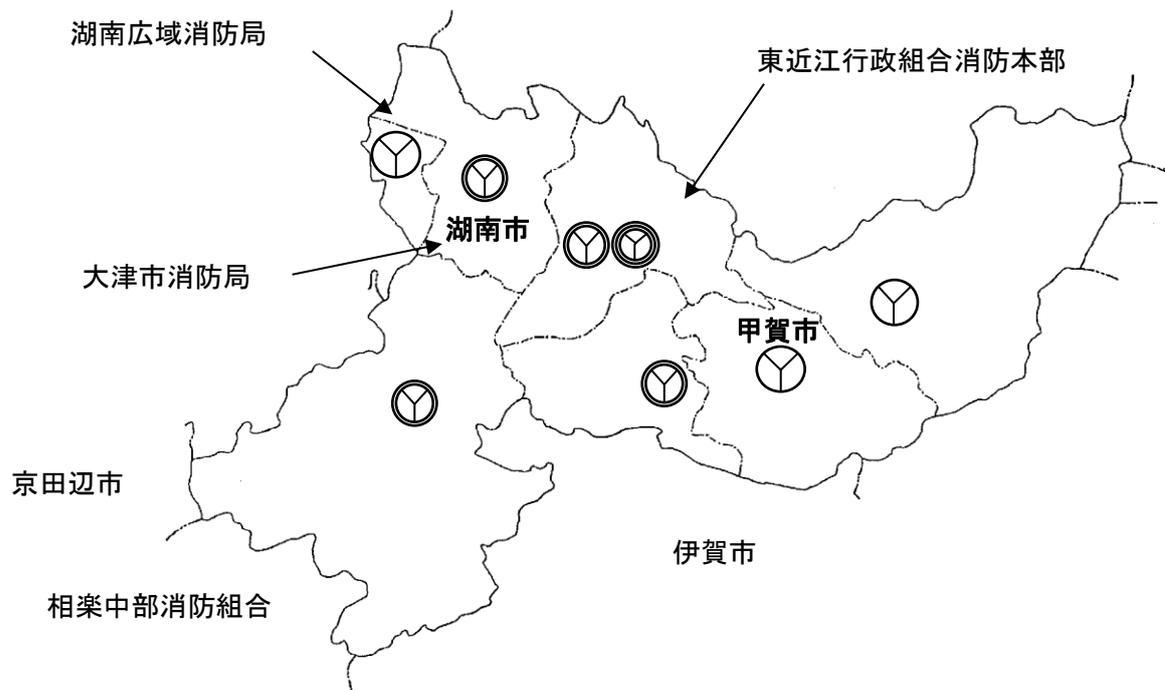
① 常備消防と非常備消防(平成29年4月1日現在)



管内人口と面積



②消防相互応援協定



————▶ は滋賀県生物化学テロ災害相互応援協定
 ※当消防本部の資機材は防護服、呼吸保護具、ポケット線量計、放射線測定器GM式

| 協定内容 | 協定先 |
|----------------------|------------------|
| 滋賀県広域消防相互応援協定 | 滋賀県下消防本部 |
| 滋賀県広域消防相互応援協定(南ブロック) | 津山市、湖南広域消防局、高島市 |
| 相互応援協定 | 津山市 |
| 相互応援協定 | 湖南広域消防局 |
| 相互応援協定 | 東近江行政組合消防本部 |
| 相互応援協定 | 伊賀市消防本部 |
| 相互応援協定 | 相楽中部消防組合 |
| 相互応援協定 | 京田辺市 |
| 名神高速道路消防応援協定 | 名神高速道路沿線消防本部 |
| 滋賀県防災ヘリコプター応援協定 | 滋賀県 |
| 滋賀県防災ヘリコプター支援協定 | 滋賀県 |
| 新名神高速道路消防応援協定 | 大津 湖南 亀山各消防本部(局) |

| | |
|----------------------------------|------------|
| 滋賀県生物化学テロ災害相互応援に関する覚書 | 県下各消防本部(局) |
| 新幹線災害時における消防関係機関と鉄道事業者との連携に関する覚書 | 東海旅客鉄道株式会社 |
| 国道1号栗東水口道路における消防、救急及び救助業務についての覚書 | 湖南広域消防局 |

6 人員計画・組織・装備

① 消防力の現状

当消防本部の管内人口は、147,350人、管内世帯は56,300世帯、管内面積552.18平方キロメートルで、現在における消防体制は1本部、4消防署、3分署があり、192名の消防職員と消防自動車11台(予備車両含む)、救急自動車9台(予備車両含む)、はしご車1台、救助工作車1台、救助車及び積載車等により、24時間365日対応している。また、日常での通常災害では各署に配備されている装備と人員により対応しており、平時の消防隊数を超えた災害については、状況に応じて隊員と必要車両を増強している。

現在の各出動体制は、上記に示すとおりとなっており、火災出動を例にすると、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び救急車が同時に出動し、各役割の中で活動する体制となっている。また、各所属により僅かな差があるものの、初動体制としてそれぞれの車両に乗車する隊員は、消防ポンプ自動車2名、水槽付消防ポンプ自動車2名から勤務体制により3名及び救急自動車3名で対応している状況である。

② 今後の消防力の考え方

消防力を考える上における要素としては、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等を勘案したものとされている。また、諸事情を勘案するうえにおいては、人口、防火対象物の数、防火対象物の内容、危険物施設数等から将来における消防の需要予測を考えなければならないとされている。しかしながら、消防力の強化を図るためには、国の示す消防力の整備指針を理想とするも、構成市における財政状況等総合的な材料を加味したうえでの結果となるものである。

従って、これまでの消防力整備のための判断要素をもとに、現在進行しつつある行財政計画との整合性を図りながら市民の安心と安全を確保するための整備に努めるものとする。なお、市民の安心と安全の確保のためには、日常的かつ局所的な災害や事故への対応を優先に考えるとともに、大規模災害時における受援体制を考慮し、次の項目を目標とする。

- ア 火災現場における初動活動は、延焼度合いに大きく影響するところでもあり、この活動車両に乗車する隊員を消防ポンプ自動車2名以上、水槽付消防ポンプ自動車3名以上を目標とする。
- イ 消防力の整備指針に示すところの災害現場において指揮活動と安全管理を行う指揮隊の運用を行う。
- ウ 消防団、自主防災組織等との情報共有及び連携の強化を図るものとする。
- エ 震災等大規模災害対策の推進を図るものとする。
- オ 事業経費は効果的観点から、緊急性が高く、市民の安全安心に繋がる事業を選択し実施する。
- カ 管内の消防情勢の変化や実情に合わせた車両配置換えを行なう等、運用方法の再検討を行う。
- キ 国庫補助負担金制度の変更により、車両整備が困難な状況にあるが、対象となる車両については現存する制度の活用と、対象外の車両にあっては、リースメリットを活かした手法を取り入れる。
- ク 人材育成を推進し、組織力を向上させるとともに、現場活動体制の充実を図る。

③ 大規模災害に対する今後の対応

平成23年3月11日 14時46分に発生した東日本大震災は、これまでに経験したことのない大規模、広範囲、複合的なものとなり、かつてない被害が発生しました。

このような状況下、この大規模地震の経験と教訓を踏まえ、今後発生が予想される東南海地震及び南海地震や管内付近における琵琶湖西岸断層帯、鈴鹿西縁断層帯による地震に対して消防として適切に取り組んでいく必要がある。

このことから、大規模災害時には甲賀市地域防災計画、湖南市地域防災計画及び消防本部非常災害警備計画（大火災警備計画、救助警備計画、風水害警備計画、地震警備計画）に基づき対応するとともに、次の項目を重点に充実強化を図るものとする。

ア 災害時における災害対応体制の確立

大規模災害は、複雑かつ同時多発的に発生することから、被災地の消防本部は限られた消防力で対応を求められている。このことから、大規模災害が発生した際に初期に災害に即応していくための人員、施設、車両装備、資機材及び水利等の確保について検討を図ることにより、効果的な初動活動の体制を確立するものとする。

イ 情報管理体制の確立

早期に情報を収集、集約、分析して災害活動に繋げていくこと、また災害の発生状況から消防力対応の可否判断を行うためにも初動期における情報管理が重要である。

このことから、情報通信について多様性、多重性、機動性等を考慮し、また、関係機関との情報の共有と連携を視野に入れた整備等を検討することにより、情報収集及び伝達手段の確保を図るものとする。

- ・ 衛星携帯電話等多様な通信手段の確保
- ・ 無線機の有効な活用

ウ 消防団、自主防災組織等との情報共有及び連携のあり方

大規模災害発生時は被害が広範囲であることから情報の収集をはじめ、広報、避難誘導活動、被害対応などにおいて、関係機関との連携は不可欠であり、消防本部と消防団との情報の共有と連携活動が重要となる。このことから、消防団との情報伝達、指揮系統や指揮本部のあり方等について検討を行うものとする。

また、大規模災害時における総合的な対応を図るためには、消防団との共通認識を持つことが大切であり、災害の状況に応じた活動の優先順位や、地域の実情に応じた災害を想定して事前に定めておく必要がある。このことから、消防団との間において受援体制を含めた消防活動方針について検討を図るものとする。

- ・ 災害発生時の消防本部及び消防団との合同の指揮本部の設置
- ・ 消防本部と消防団との情報連絡手段の整備
- ・ 具体的な活動についての役割分担及び連絡方法についての事前計画の策定及び訓練の実施等

エ 安全管理

東日本大震災においては消防庁舎や消防車両に多大な被害を受けた状況下での活動が行われたうえ、多くの消防職員、団員の尊い命が奪われた。

消防の活動は危険と隣りあわせであり、火災現場などでは多くの災害現場経験等から資機材や装備をはじめ、状況に応じた安全管理対策を図ったうえでの活動となるが、地震災害など広範囲に及ぶ災害については、事前に訓練等を通じて周知することも重要である。このことを踏まえ、各種研修に加え訓練の実施等により活動中における隊員の安全対策の強化について取り組むものとする。

オ 長期化活動への対策等

大規模災害発生時には、活動が長期化することが想定されるため、活動を継続するためには必要な水、食糧、非常電源等の備えが余儀なくされる。このことから、長期活動への備えの再点検を行うとともに、隊員の健康と安全を考慮した活動方針を樹立するものとする。

カ 緊急消防援助隊受援体制

現有の消防力を超える災害については、各応援協定及び緊急消防援助隊等の出動を受けることとなるが、緊急消防援助隊については、滋賀県緊急消防援助隊受援計画及び甲賀広域行政組合消防本部消防受援計画に基づき構成市との連携の中、必要とする地域の選定、進出拠点、燃料補給体制、水利の確保、食糧補給体制及び野営可能場所等の確保に努めなければならないところであり、消防の総力を最大限に引き出すための体制の構築に努めるものとする。

キ 地域総合防災力の強化

東日本大震災では、「地域における防災力」の重要性が明らかになったところであり、同時に多発する災害に対して消防機関をはじめとする各防災機関の迅速かつ的確な対応が困難になる事態が予想されることから、初動時における消防団や自主防災組織の役割は大きいと考えられる。そのためには、地域や自主防災組織、学校及び企業等との連携が必要であり、自主防災組織においては防災情報を共有する取り組みと訓練への企画を進め、地域や企業及び学校においては、あらゆる機会をとらえ、地震の教訓を継承し、防災訓練や応急手当講習への参加を推し進めるものとする。

④ 消防職員採用計画

平成29年度

| | 採用数 | 4月 | 消防学校入校時 | 10月 | 派遣 | 派遣後 | 派遣内容 |
|--------|-----|-----|---------|-----|----|-----|-------------------------|
| 平成29年度 | 2 | 192 | 190 | 192 | 2 | 190 | 日本消防協会、防災航空隊 (定年退職3) |

平成30年度～平成34年度

| | 採用数 | 4月 | 消防学校入校時 | 10月 | 派遣 | 派遣後 | 派遣内容 |
|--------|-----|-----|---------|-----|----|-----|-------------------------|
| 平成30年度 | 6 | 193 | 187 | 193 | 2 | 191 | 日本消防協会、防災航空隊 (定年退職2) |
| 平成31年度 | 8 | 199 | 191 | 199 | 2 | 197 | 防災航空隊2名 (定年退職2) |
| 平成32年度 | 5 | 202 | 197 | 202 | 2 | 200 | 防災航空隊2名 (定年退職2) |
| 平成33年度 | 2 | 202 | 200 | 202 | 2 | 200 | 防災航空隊2名 (定年退職2) |
| 平成34年度 | 1 | 201 | 200 | 201 | 1 | 200 | 防災航空隊1名 (定年退職2) |

⑤ 各資格者養成及び研修計画

救急救命士養成計画

| | 救急隊数 | 救命士数 | 養成者 | 53歳以上 | 運用救命士数 | 気管挿管認定 | 薬剤投与認定 | 拡大新処置※1 |
|--------|------|------|-----|-------|--------|--------|--------|---------|
| 平成30年度 | 8 | 43 | 3 | 3 | 40 | 2 | 3 | 3 |
| 平成31年度 | 8 | 46 | 3 | 4 | 42 | 2 | 3 | 3 |
| 平成32年度 | 8 | 49 | 3 | 6 | 43 | 2 | 3 | 3 |
| 平成33年度 | 8 | 51 | 3 | 6 | 45 | 2 | 3 | 3 |
| 平成34年度 | 8 | 52 | 3 | 5 | 47 | 2 | 3 | 3 |

※ 概ね53歳までを救急活動範囲としての計画

※1: 心肺機能停止前の重篤傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与

隊員養成計画

| | 特別救助隊 | | 水難救助隊 | | 山岳救助隊（新設） | | 消防音楽隊 | |
|--------|-------|------|-------|------|-----------|------|-------|------|
| | 隊員数 | 新規養成 | 隊員数 | 新規養成 | 隊員数 | 新規養成 | 隊員数 | 新規養成 |
| 平成30年度 | 7 | 1 | 10 | 2 | 10 | 10 | 25 | 2 |
| 平成31年度 | 7 | 1 | 10 | 1 | 10 | 0 | 26 | 2 |
| 平成32年度 | 7 | 1 | 10 | 1 | 10 | 0 | 27 | 2 |
| 平成33年度 | 8 | 1 | 10 | 1 | 10 | 1 | 27 | 2 |
| 平成34年度 | 8 | 1 | 10 | 1 | 10 | 1 | 27 | 1 |

※ 隊員交代を考慮

予防技術資格者養成計画

| | 消防用設備等専門員 | 防火査察専門員 | 危険物専門員 |
|--------|-----------|---------|--------|
| 平成30年度 | 30 | 34 | 9 |
| 平成31年度 | 32 | 36 | 11 |
| 平成32年度 | 34 | 38 | 13 |
| 平成33年度 | 36 | 40 | 15 |
| 平成34年度 | 38 | 42 | 17 |

職員研修等計画

| | 学 校 研 修 | | | | | 現任研修 | |
|--------|---------|------|------|------|-------|------|--------|
| | 初任研修 | 専科教育 | 特別教育 | 幹部教育 | 消防大学校 | 部外研修 | 資格技能研修 |
| 平成30年度 | 6 | 20 | 7 | 4 | 2 | 15 | 7 |
| 平成31年度 | 8 | 14 | 7 | 2 | 2 | 15 | 7 |
| 平成32年度 | 5 | 18 | 7 | 4 | 2 | 15 | 7 |
| 平成33年度 | 2 | 12 | 7 | 2 | 2 | 15 | 7 |
| 平成34年度 | 1 | 20 | 7 | 4 | 2 | 15 | 7 |

部外研修

救急救命士就業前病院実習
 救急救命士気管挿管病院実習
 救急救命士生涯教育病院実習
 救急隊員症例検討会
 日本救急医学会
 救急隊員部会
 救急隊員シンポジウム
 救助隊員シンポジウム
 交通安全講習
 市町村職員研修
 急流救助・救助潜水土講習会

資格技能研修

玉掛け技能講習
 小型移動式クレーン運転技能研修
 小型船舶操縦免状講習
 アーク溶接等特別教育
 酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者技能講習
 衛生管理者講習
 安全衛生推進者講習

⑥組織計画
(平成29年10月1日)
192名

| | | |
|--------|-----|----|
| 2名(4名) | 消防長 | 1名 |
| | 次長 | 3名 |

※次長3名のうち、2名は水口消防署長、
湖南中央消防署長を兼務

| | | |
|-------------|---------------|-------------------------|
| 消防本部 35名 | 消防総務課5名 | 危機管理対策室 庶務企画係 経理係 |
| | 消防総務課付け 出向 | 2名 |
| | 警防課 6名 | 警防係 |
| | | 救助係 |
| | | 救急係 火災調査係 |
| | 予防課 7名 | 予防係 危険物指導係 |
| 通信指令課 15名 | | 通信係 指令係 |

37名

※ 指揮隊の運用状況により一部変更の可能性あり

| | |
|---|--------------------|
| 水口消防署 46名 (署長は次長兼務) 日勤者除く 1日勤務 (10名~11名) | 庶務係 |
| | 警防第1係 |
| | 警防第2係 |
| | 予防第1係 |
| | 予防第2係 |
| | 救急第1係 |
| | 救急第2係 |
| | 特別救助第1係 特別救助第2係 |

| | |
|--|----------------|
| 甲南消防署 27名 日勤者除く 1日勤務 (6名~7名) | 庶務係 |
| | 警防第1係 |
| | 警防第2係 |
| | 予防第1係 |
| | 予防第2係 |
| | 救急第1係 救急第2係 |

| | |
|--|----------------|
| 信楽消防署 25名 日勤者除く 1日勤務 (6名~7名) | 庶務係 |
| | 警防第1係 |
| | 警防第2係 |
| | 予防第1係 |
| | 予防第2係 |
| | 救急第1係 救急第2係 |

| | |
|---|----------------|
| 湖南中央消防署 38名 (署長は次長兼務) 日勤者除く 1日勤務 (10名~11名) | 庶務係 |
| | 警防第1係 |
| | 警防第2係 |
| | 予防第1係 |
| | 予防第2係 |
| | 救急第1係 救急第2係 |

| | |
|--------------------|-------|
| 土山分署7名 [1日6名勤務] | 分署第1係 |
| | 分署第2係 |

| | |
|--------------------|-------|
| 甲賀分署5名 [1日3名勤務] | 分署第1係 |
| | 分署第2係 |

| | |
|----------------------|-------|
| 湖南石部分署7名 [1日5名勤務] | 分署第1係 |
| | 分署第2係 |

155名

組織計画
(平成32年度)
202名

| | | |
|--------|-----|----|
| 2名(4名) | 消防長 | 1名 |
| | 次長 | 3名 |

※次長3名のうち、2名は水口消防署長、
湖南中央消防署長を兼務

| | | |
|-------------|---------------|-------------------------|
| 消防本部 37名 | 消防総務課5名 | 危機管理対策室 庶務企画係 経理係 |
| | 消防総務課付け 出向 | 2名 |
| | 警防課 6名 | 警防係 |
| | | 救助係 |
| | | 救急係 火災調査係 |
| | 予防課 7名 | 予防係 危険物指導係 |
| 通信指令課 17名 | | 通信係 指令係 |

39名

| | |
|---|--------------------|
| 水口消防署 46名 (署長は次長兼務) 日勤者除く 1日勤務 (11名~12名) | 庶務係 |
| | 警防第1係 |
| | 警防第2係 |
| | 予防第1係 |
| | 予防第2係 |
| | 救急第1係 |
| | 救急第2係 |
| | 特別救助第1係 特別救助第2係 |

| | |
|--|----------------|
| 甲南消防署 27名 日勤者除く 1日勤務 (7名~8名) | 庶務係 |
| | 警防第1係 |
| | 警防第2係 |
| | 予防第1係 |
| | 予防第2係 |
| | 救急第1係 救急第2係 |

| | |
|--|----------------|
| 信楽消防署 25名 日勤者除く 1日勤務 (7名~8名) | 庶務係 |
| | 警防第1係 |
| | 警防第2係 |
| | 予防第1係 |
| | 予防第2係 |
| | 救急第1係 救急第2係 |

| | |
|---|----------------|
| 湖南中央消防署 46名 (署長は次長兼務) 日勤者除く 1日勤務 (11名~12名) | 庶務係 |
| | 警防第1係 |
| | 警防第2係 |
| | 予防第1係 |
| | 予防第2係 |
| | 救急第1係 救急第2係 |

| | |
|--------------------|-------|
| 土山分署7名 [1日6名勤務] | 分署第1係 |
| | 分署第2係 |

| | |
|--------------------|-------|
| 甲賀分署5名 [1日3名勤務] | 分署第1係 |
| | 分署第2係 |

| | |
|---|-------|
| 湖南石部分署7名 [1日5名勤務] 平成25年度より段階的に5名 体制に移行 | 分署第1係 |
| | 分署第2係 |

163名

※平成32年度に湖南中央消防署
庁舎建設完了予定

人員計画

平成29年度における人員等状況

() 内は派遣職員を含む人員数

| | | 台数 | 算定人員 | 乗車人数 |
|--------------|------|----|----------|-------------|
| 指揮車 | | 4 | | |
| タンク車 | 5人乗車 | 6 | 54 | (3名) |
| ポンプ車 | 4人乗車 | 2 | 14 | (2名～3名) |
| はしご車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 化学消防車 | 5人乗車 | 2 | 16 | (2名～3名) |
| 広報車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 査察車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 資機材搬送車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 積載車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 救急自動車 | 3人乗車 | 8 | 64 | (3名) 1台乗換運用 |
| 救助工作車(下記を除く) | | 0 | 0 | |
| 救助工作車(省令4条) | | 1 | 7 | (2名～3名) |
| | | | 155 | |
| 通信員の数 | | | 15 | |
| 予防要員の数 | | | 7 | |
| 上記以外的人员 | | | 13(15) | |
| | | | 190(192) | |



平成32年度における人員等状況

() 内は派遣職員を含む人員数

| | | 台数 | 算定人員 | 乗車人数 |
|------------------|------|----|----------|-------------|
| 指揮車 | | 4 | 0 | |
| タンク車 | 5人乗車 | 6 | 54 | (3名) |
| ポンプ車 | 4人乗車 | 2 | 18 | (3名) |
| はしご車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 化学消防車 | 5人乗車 | 2 | 20 | (3名～4名) |
| 広報車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 査察車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 資機材搬送車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 積載車 | 乗換運用 | 1 | 0 | |
| 救急自動車 | 3人乗車 | 8 | 64 | (3名) 1台乗換運用 |
| 救助工作車(下記を除く)乗換運用 | | 1 | 0 | |
| 救助工作車(省令4条) | | 1 | 7 | (2～3名) |
| | | | 163 | |
| 通信員の数 | | | 17 | |
| 予防要員の数 | | | 7 | |
| 上記以外的人员 | | | 13(15) | |
| | | | 200(202) | |

⑦ 施設等整備

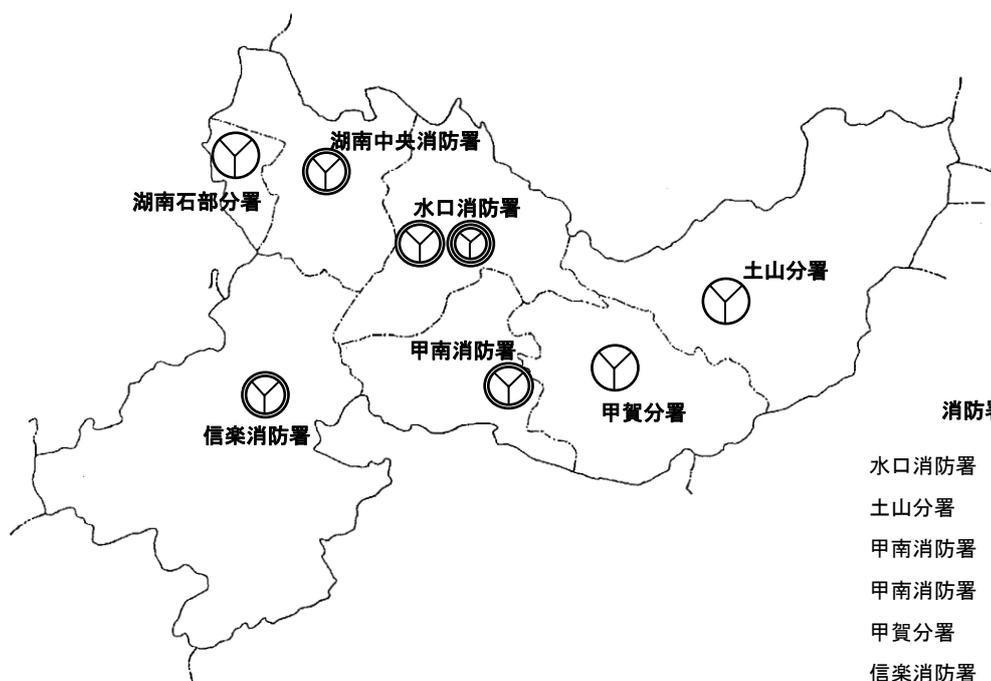
・庁舎整備

現在の常備消防体制は昭和48年4月4日に甲賀郡行政事務組合の一部局として「甲賀郡消防本部」が設置され、その後、平成16年10月の市町村合併により「甲賀広域行政組合消防本部」として現在に至っています。また、消防庁舎については、広域消防として発足後、昭和48年12月に第1消防分遣所(土山分署)、昭和49年4月に第4消防署(信楽消防署)、第3消防署(甲南消防署)、第2消防分遣所(湖南石部分署)、昭和50年11月に消防本部、第1消防署(水口消防署)及び昭和55年3月に第2消防署(湖南中央消防署)がそれぞれ竣工されました。その後大きく移り変わる社会情勢の中、地域の消防行政需要に対処するため、関係者の深いご理解のもとにそれぞれの消防庁舎は下記のとおり強固な防災拠点施設として整備されてきました。

次に現在の湖南中央消防署については、庁舎の老朽化に加え将来における消防行政需要を勘案した場合、早い時期における整備が望まれるところであります。

消防庁舎の現況

| 庁舎名 | | 所在地 | 建築年月 | 敷地面積 | 延面積 |
|---------------|------|-----------------|-------|-----------|-----------|
| 消防本部 水口消防署 | 庁舎 | 甲賀市水口町水口6218番地 | H11.3 | 8,102.86㎡ | 3,756.17㎡ |
| | 訓練塔 | 甲賀市水口町水口6218番地 | H12.3 | | 546.30㎡ |
| | 指令施設 | 甲賀市水口町水口6218番地 | H30.3 | | - |
| 土山分署 | | 甲賀市土山町前野124番地 | H20.2 | 1,896.00㎡ | 350.88㎡ |
| 甲南消防署 | | 甲賀市甲南町池田3578番地1 | H24.3 | 3,679.00㎡ | 802.60㎡ |
| 甲賀分署 | | 甲賀市甲賀町大久保1289番地 | H17.3 | 1,231.97㎡ | 209.17㎡ |
| 信楽消防署 | | 甲賀市信楽町長野1306番地6 | H15.3 | 3,276.17㎡ | 762.50㎡ |
| 湖南中央消防署 | | 湖南市中央一丁目1番地 | S55.3 | 1,224.00㎡ | 616.93㎡ |
| 湖南石部分署 | | 湖南市石部中央四丁目1番6号 | H17.3 | 661.50㎡ | 356.91㎡ |



消防署、分署からの主な距離

| | | | |
|---------|---|-----------|--------|
| 水口消防署 | ～ | 水口町春日 | 6.9km |
| 土山分署 | ～ | 土山町大河原 | 12.0km |
| 甲南消防署 | ～ | 甲賀町高嶺 | 9.3km |
| 甲南消防署 | ～ | 甲賀町神 | 10.6km |
| 甲賀分署 | ～ | 甲賀町神 | 4.6km |
| 信楽消防署 | ～ | 信楽町朝宮 | 11.3km |
| 信楽消防署 | ～ | 信楽町多羅尾 | 10.1km |
| 湖南中央消防署 | ～ | 湖南市下田 | 7.2km |
| 湖南中央消防署 | ～ | 湖南市サイドタウン | 7.2km |

⑧ 車両整備

消防車両については、次に定める更新計画に基づいて整備を図るものとします。

なお、車両の整備には有力な財源となる補助金の確保が年々厳しい状況となっており、緊急消防援助隊関係車両を除くものは自主財源に頼ることになる。

このため、日々の車両管理の徹底と合理的な更新基準に配慮した整備計画に基づき、効率的な車両運用と歳出の抑制に努めているところであり、今後も活動頻度に応じた車両の配置転換等を行いつつ更新を図るものとする。

更新基準

| | | | |
|-------------|------------|-------|-----|
| 救急車 | 10年又は18万キロ | 救助工作車 | 20年 |
| 消防ポンプ自動車 | 15～17年 | はしご車 | 17年 |
| 水槽付消防ポンプ自動車 | 15～17年 | 積載車 | 20年 |
| 化学消防自動車 | 15～17年 | 指令車 | 15年 |

車両の現況 救急車 平成29年10月1日現在

| 所 属 | 登録年月日 | | 参 考 | 備 考 |
|---------|-------|----------|------------|-----|
| 警防課 | 高規格 | 平成16年11月 | 152,589 km | 非常用 |
| 水口消防署 | 高規格 | 平成23年11月 | 140,059 km | |
| 土山分署 | 高規格 | 平成20年 1月 | 177,434 km | |
| | 高規格 | 平成19年 1月 | 133,345 km | |
| 甲南消防署 | 高規格 | 平成22年 1月 | 122,854 km | |
| 甲賀分署 | 高規格 | 平成26年11月 | 50,464 km | |
| 信楽消防署 | 高規格 | 平成24年11月 | 86,247 km | |
| 湖南中央消防署 | 高規格 | 平成23年11月 | 130,621 km | |
| 湖南石部分署 | 高規格 | 平成21年 1月 | 135,571 km | |

車両の現況 指令車 指揮支援車 査察車 平成29年10月1日現在

| 所 属 | 登録年月日 | | 参 考 | 備 考 |
|---------|-------|----------|------------|-------|
| 総務課 | 指令車 | 平成23年 1月 | 81,874 km | リース車両 |
| 警防課 | 指揮支援車 | 平成21年11月 | 47,133 km | |
| 通信指令課 | 連絡車 | 平成26年 7月 | 31,524 km | リース車両 |
| 予防課 | 査察車 | 平成19年10月 | 102,494 km | |
| 水口消防署 | 指令車 | 平成14年 9月 | 163,457 km | |
| | 連絡車 | 平成23年11月 | 22,250 km | 寄 贈 |
| 甲南消防署 | 指令車 | 平成28年 2月 | 11,563 km | リース車両 |
| | 連絡車 | 平成12年 4月 | 129,187 km | 寄 贈 |
| 信楽消防署 | 指令車 | 平成28年 2月 | 7,873 km | リース車両 |
| | 連絡車 | 平成25年 7月 | 23,794 km | リース車両 |
| 湖南中央消防署 | 指令車 | 平成26年 9月 | 15,307 km | リース車両 |
| | 連絡車 | 平成25年 7月 | 31,416 km | リース車両 |

車両の現況 ポンプ車 タンク車 化学車 平成29年10月1日現在

| 所 属 | 登録年月日 | | 参 考 | 稼働時間 |
|---------|-------|----------|-----------|-------|
| 消防本部 | タンク | 平成7年12月 | 24,328 km | 3,859 |
| 水口消防署 | タンク | 平成23年 1月 | 19,898 km | 2,469 |
| 水口消防署 | 化学 | 平成 8年10月 | 56,969 km | 5,911 |
| 土山分署 | タンク | 平成28年1月 | 13,134 km | 879 |
| 甲南消防署 | ポンプ | 平成 9年11月 | 64,895 km | 5,096 |
| | タンク | 平成26年 1月 | 11,461 km | 1,455 |
| 信楽消防署 | ポンプ | 平成11年11月 | 51,353 km | 4,100 |
| | タンク | 平成29年1月 | 4,117 km | 305 |
| 湖南中央消防署 | タンク | 平成25年 2月 | 13,212 km | 1,725 |
| | 化学 | 平成28年1月 | 6,894 km | 884 |
| 湖南石部分署 | タンク | 平成29年3月 | 569 km | 167 |

車両の現況 救助工作車 積載車 平成29年10月1日現在

| 所 属 | 登録年月日 | | 参 考 | 備 考 |
|---------|-------|----------|-----------|-----|
| 水口消防署 | 救助工作車 | 平成15年12月 | 64,904 km | |
| 甲南消防署 | 積載車 | 平成15年 1月 | 30,079 km | |
| 湖南中央消防署 | 救助車 | 平成13年11月 | 22,014 km | |

車両の現況 はしご車 平成29年10月1日現在

| 所 属 | 登録年月日 | | 参 考 | 稼働時間 |
|---------|-------|----------|-----------|-------|
| 湖南中央消防署 | はしご車 | 平成 5年11月 | 19,048 km | 4,163 |

消防車両更新計画 (単位 千円)

| 年度 | 事業名 | 事業費 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--------|------------------------|---------|--------|------|---------|--------|----------------|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | 一般財源 | |
| 平成30年度 | 梯子付消防ポンプ自動車 湖南中央消防署 | 210,000 | | | 194,000 | 16,000 | 甲賀消防 甲西梯子1 |
| 平成31年度 | 消防ポンプ自動車 甲南消防署 | 35,000 | | | 30,600 | 4,400 | 甲賀消防 甲南ポンプ1 |
| | 高規格救急自動車 水口消防署 | 28,000 | | | 25,100 | 2,900 | 甲賀消防 水口救急1 |
| | 高規格救急自動車 湖南中央消防署 | 28,000 | | | 25,100 | 2,900 | 甲賀消防 甲西救急1 |
| 平成32年度 | 救助工作車(Ⅱ型) 湖南中央消防署 | 100,000 | | | 90,200 | 9,800 | 甲賀消防 甲西救助1 |
| 平成33年度 | 消防ポンプ自動車 信楽消防署 | 35,000 | | | 30,600 | 4,400 | 甲賀消防 信楽ポンプ1 |
| | 高規格救急自動車 甲南消防署 | 28,000 | | | 25,100 | 2,900 | 甲賀消防 甲南救急1 |
| | 高規格救急自動車 湖南石部分署 | 28,000 | 12,696 | | 12,700 | 2,604 | 甲賀消防 石部救急1※ |
| 平成34年度 | 救助工作車(Ⅱ型) 水口消防署 | 150,000 | 38,350 | | 95,900 | 15,750 | 甲賀消防 水口救助1※ |
| | 高規格救急自動車 信楽消防署 | 28,000 | | | 25,100 | 2,900 | 甲賀消防 信楽救急1 |

※ 緊急消防援助隊登録車両。国庫補助の対象

⑨ 通信指令装置関係

平成29年度に高機能消防指令装置が整備されたことから、災害現場までの到着時間を大幅に削減できるとともに、災害現場の映像をリアルタイム配信することによる情報の共有化が図れ、また、デジタル無線システムとの機能連携により広域活動にも力を発揮することができ、災害の被害軽減や救命率の向上に繋がるものである。

全国瞬時警報システム(J-アラート)については、現在の受信機では機能拡張に伴い判断すべき情報の項目が増加しているため、広域にわたって影響が及ぶ大規模地震が発生するなど、処理すべき情報量が膨大な場合には、処理時間の遅延等が懸念されます。このことから、情報伝達手段の自動起動に要する時間の短縮等が可能となる新型受信機へ更新するものである。

通信指令関係計画

| 内 容 | 年 度 | | | | |
|------------------------|--------------|------|----|----|----|
| | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
| 位置情報システム総合型 | 使用料金 保守料金 | → | → | → | → |
| デジタル無線設備保守 | 保守料金 | → | → | → | → |
| 高機能消防指令装置保守 | | 保守料金 | → | → | → |
| 高機能消防指令装置オーバーホール | | | | | 前期 |
| 全国瞬時警報システム (J-アラート) | 更新 | | | | |

自家発電装置整備計画

各署に配置されている自家発電装置は、平成29年において設置から17年が経過し(石部分署除く。)近年、同装置の不具合による動作不良等が発生しており、メーカーが更新を推奨する設置後20年にあたる平成32年度までに更新を行うものとする。

なお、庁舎建設があった場合は、庁舎建設時に同装置を整備するものとする。

| 年 度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
|-------------|----|------------------------|----------------------------|----|----|
| 整 備 計 画 場 所 | | 土山分署 甲南消防署 信楽消防署 | 甲賀分署 湖南中央消防署 (庁舎建築時) | | |

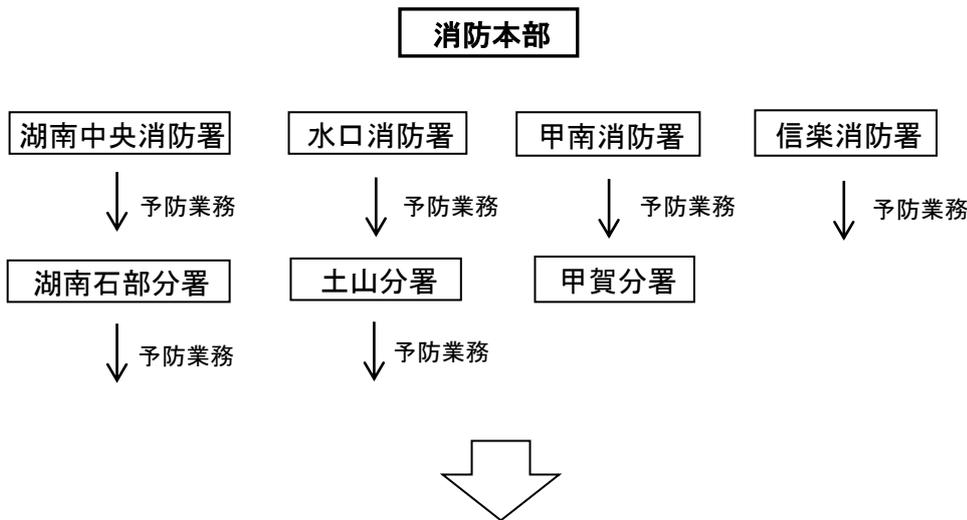
※消防本部の自家発電装置については、屋内に設置されており、劣化が少ないため、平成30年度から毎年点検を行い、平成35年度以降に更新を計画しています。

⑩ 今後の検討課題

広域消防として発足以来44年余り経過した今、少子高齢化等の社会情勢の変化に加え、財政的にも将来厳しい状況が予想されるところでもあり、現在の消防水準を如何にして維持し、市民サービスの向上を図っていくことが大きな課題であります。このことから、現在の消防署及び分署における将来的消防行政需要や組織規模等を検証することによる組織体制の見直しが望ましいと考えられます。

組織体制の見直しとして、現在の1本部4消防署3分署から1本部2消防署2分署3出張所(又は分遣所)にすることと、業務の集約による効率化を図ることにより、機動力の強化と各出動体制の高度化を目指すことが挙げられます。しかし、この体制の確立にはこれに伴う課題の克服並びに人事体制の見直し等の準備期間を必要とすることから、継続した検討を要するものと考えられます。

現行体制



見直し後(案)

